

# 工 事 成 績 採 点 表

契約番号： \_\_\_\_\_

工 事 名	請 負 者 名															契 約 金 額 ( 最 終 )																		
	工 期															検 査 年 月 日																		
考 査 項 目	所 属 名					主 任 技 術 評 価 者					総 括 技 術 評 価 者					技 術 検 査 員 ( 出 来 形 ・ 指 定 )					技 術 検 査 員 ( 出 来 形 ・ 指 定 )					技 術 検 査 員 ( 完 成 )								
	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																												
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																												
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15																					
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15																					
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																												
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ													+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2					+ 点																												
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+ 点																																
6. 社会性等	I. 地域への貢献等						+10	+7.5	+5.0	+2.5	0																							
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点					± 点					± 点																	
評定点 (6.5点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点																	
評定点計		点					○出来形 (指定) 検査があった場合： (① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2) = 点 ※但し、③ (出来形、指定) が2回以上の場合は平均値 ○出来形 (指定) 検査がなかった場合： (① 点×0.4+② 点×0.2+④ 点×0.4) = 点																											
7. 法令遵守等	※7	-					-					-					-																	
評定点合計		点					○評定合計 ( 点 ) - 法令遵守等 ( 点 ) = 点																											
所 見 ※5		(主任技術評価者)										(総括技術評価者)										(技術検査員)												

※1 6.5点 + 1. ~ 3. の評定 (加減点合計) + 4. ~ 6. の評定 (加減点合計) = 評定点  
 各評定点 (①~④) は小数第1位まで記入する。  
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。  
 評価に際しては、主任技術評価者からの報告を受けて総括技術評価者が評価するものとする。  
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。  
 ※4 4. , 5. , 6. は加減点のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。  
 ※5 a・d・e評価があればその内容を、または特別の事項があれば記載する。  
 ※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、技術検査員の評価に先立ち、主任、総括技術評価者が行う。  
 ※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価者が行う。